

子どもと学校の安全・安心のために

学校現業職の民間委託を推進するトップラナー方式の撤回を求めます!

子どもと学校の安全・安心を守る学校現業職員

私たち学校現業職員は、学校の施設・設備を日々点検し、修繕や整備をおこなっています。学校のすみずみまで目を配り、毎日おこる様々なできごとに対応し、子どもたちの安全・安心を守る学校づくりのためにがんばっています。小・中学校、定時制高校や特別支援学校の給食室では、調理員が子どもたちの成長を心から願いつつ、安全でおいしい給食づくりをしています。



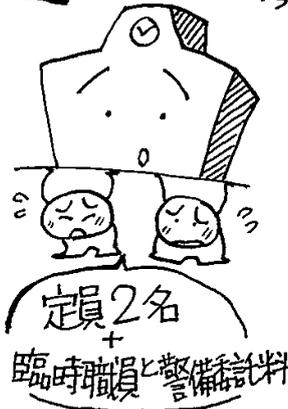
トップラナー方式

ここが問題!

2003年度まで



2004年度から



2016年度から
トップラナー方式
導入で



* 学校現業職員を法的に位置づけて *

学校現業職員の仕事は、子どもたちの学習と発達の権利を教育条件整備の面から保障することにあり、学校運営上からも必要不可欠な職種です。

学校教育法や教職員定数法に明記されていないために、必ず配置されているわけではありません。私たちは学校現業職員を学校教育法上に位置づけることを求めています。

◆地方交付税は

国民が全国どこに住んでいても同じ行政サービスがうけられるように、地方自治体の財源を保障するものです。その額は、公務公共サービスの水準を維持するのに必要な経費で算定されています。

◆ところがトップラナー方式は

地方交付税の額を算定する際、一部の業務を民間委託などでコストをおさえた自治体の経費を標準とすることで、経費水準を引き下げるといいます。地方交付税のあり方を大きくゆがめるものといえます。

◆学校現業職員がトップラナーの対象に

このトップラナー方式の対象に、学校用務員事務・学校給食調理業務が入っているのです。総務省は「学校用務員事務は民間委託を実施している自治体は30%台だが、非正規職員を含めれば90%台になるのでトップラナー方式の対象にした」と説明しています。非正規職員や民間委託による低賃金の職員を、行政自ら拡大することは大きな問題です。

◆民間委託の問題

学校給食の民間委託では、受託業者があまりの条件の低さに撤退し、給食の提供がストップする事態が occurred。また、たとえば、「教室の蛍光灯をかえてほしい」と受託業者の社員に直接仕事を依頼すると、偽装請負になってしまいます。子どもたちの安心・安全を守るためにも、学校現場には民間委託でなく、正規の職員の配置が必要です。

「学校現業職の民間委託を推進するトップラナー方式の撤回を求めるとともに、学校現業職員の法的位置づけを求める請願署名」にご協力ください

全日本教職員組合現業職員部

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館 3階

Tel 03-5211-0123 Fax 03-5211-0124

E-mail gengyobu@educas.jp

